各務原市私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金交付要綱

（令和６年１月２３日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、物価高騰により著しい影響を受けている私立保育所等（次条各号に掲げる施設をいう。以下同じ。）が質及び量を維持した給食を提供することを支援するため、予算の範囲内で各務原市私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和３８年規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　補助金の交付の対象となる施設は、市内に設置されている次のいずれかに該当するものとする。

（１）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所であって、同法第３５条第４項の認可を得、又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第３条第１項の認定を受けているもの

（２）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園であって、同法第１７条第１項の認可を受けているもの

（３）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第１項の認定を受けている幼稚園型認定こども園を含む。）

（４）子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２９条第３項第１号に規定する特定地域型保育事業所であって、児童福祉法第３４条の１５第２項の認可を得ているもの

（５）児童福祉法第５９条の２第１項の規定による届出を行っている認可外保育施設（同法第６条の３第１１項に規定する居宅訪問型保育事業を行う施設を除く。）

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、私立保育所等を運営する事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）令和３年４月以前から継続して、当該私立保育所等を利用する児童に対して、

給食を提供している者であって、次のいずれにも該当するもの

ア　令和７年度において、物価高騰に起因する給食費の値上げを行わず、又は既に徴収した値上げ相当分を保護者に返還し、若しくは保護者から徴収する他の経費に充当し、令和３年度の同月の給食費と同額としていること。

イ　規則第３条の３各号のいずれにも該当しない者であること。

（２）令和３年５月以後から継続して、当該私立保育所等を利用する児童に対して、給食を提供している者であって、次のいずれにも該当するもの

ア　令和３年５月から令和４年４月までの間に、給食の提供を開始していること。

イ　令和７年度において、物価高騰に起因する給食費の値上げを行わず、又は既に徴収した値上げ相当分を保護者に返還し、若しくは保護者から徴収する他の経費に充当し、令和４年度の同月の給食費と同額としていること。

ウ　規則第３条の３各号のいずれにも該当しない者であること。

２　前項の規定にかかわらず、私立保育所等を運営する事業者の変更等特別の事情があると市長が認める者は、補助金の交付の対象とすることができる。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第１項第１号に該当する者にあっては令和３年度と、同項第２号に該当する者にあっては令和４年度と比較して上昇した令和７年度の給食の提供に係る報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、謝金、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費並びに備品購入費とする。

２　前条第２項に規定する者に係る補助対象経費は、特別の事情を考慮しつつ、前項の規定に準じて市長が認める経費とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、次の各号のいずれか少ない方の額とする。ただし、国又は岐阜県から補助対象経費について同種の補助を受ける場合は、当該補助の額を控除するものとする。

（１）補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額

（２）令和７年度における各月の給食提供日数に、４月分から９月分までにあっては１日当たり８０円を、１０月分から３月分までにあっては１日当たり１００円を乗じて得た額にそれぞれ当該月の１日時点における給食を利用する児童数を乗じて得た額の総額

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、規則第４条第１項に規定する申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第７条　市長は、補助金の交付の決定に際し、規則第６条第１項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる条件を付すものとする。

（１）補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が零円の場合を含む。）には、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の６月３０日までに市長に報告しなければならないこと。

（２）補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならないこと。

（実施報告等）

第８条　第６条第２項の規定による交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則第１１条に規定する補助事業実施報告書に次に掲げる書類を添えて、当該決定のあった年度の３月３１日までに市長に提出するものとする。

（１）収支精算書

（２）その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、当該報告をした者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第９条　前条第２項の規定による通知を受けた者は、規則第１４条第２項に規定する補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに当該請求をした者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

（補助金の返還）

第１０条　市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（１）補助金を他の用途に使用したとき。

（２）虚偽の申請その他不正行為により補助を受けたとき。

（報告、審査等）

第１１条　市長は、必要があると認めたときは、補助金の交付を受ける者又は受けた者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

（関係書類の保存）

第１２条　補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた当該年度の終了後５年間、補助事業に係る帳簿等証拠書類を保存しなければならない。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和５年４月１日以後に提供する給食に係る経費について適用する。

附　則（令和７年１月２１日決裁）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

２　改正後の各務原市私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金交付要綱の規定は、令和６年４月１日以後に提供される給食に係る各務原市私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金について適用し、令和６年３月３１日以前に提供された給食に係る各務原市私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金については、なお従前の例による。

附　則（令和８年２月２７日決裁）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

２　改正後の各務原市私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金交付要綱の規定は、令和７年４月１日以後に提供される給食に係る各務原市私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金について適用し、令和７年３月３１日以前に提供された給食に係る各務原市私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金については、なお従前の例による。